

平成31年（ワ）第11049号 共通義務確認請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 株式会社ONE MESSAGE 外

訴状訂正の申立書

令和元年5月14日

東京地方裁判所 民事第4部合議B係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 仲 居 康 雄



弁護士 瀬 戸 和 宏



弁護士 北 後 政 彦



弁護士 安 藤 博 規



訴状の請求の原因「第4 訴訟要件」の「2 支配性」を「3 支配性」と訂正し、下記のとおり、「2 消費者に共通する事実上及び法律上の原因」を挿入する

記

2 消費者に共通する事実上及び法律上の原因

(1) 事実関係の共通性

対象消費者目録記載（１）の対象消費者は、前記のとおり、被告泉が、「仮想通貨バイブル」DVD５巻セットの勧誘ウェブサイトを通じて提供した虚偽あるいは著しく誇大な効果を強調した説明を、真実だと誤信したことにより、被告ONE MESSAGEから別紙商品等目録記載（１）の商品等を購入したものである。

また、対象消費者目録記載（２）の対象消費者は、前記のとおり、被告泉が、パルテノンコースの勧誘ウェブサイトを通じて提供した虚偽あるいは著しく誇大な効果を強調した説明を、真実だと誤信したことにより、被告ONE MESSAGEから別紙商品等目録記載（２）の商品等を購入したものである。

したがって、個々の消費者の事業者に対する請求を基礎付ける事実関係は共通である。

（２）法的根拠の共通性

対象消費者目録記載（１）の対象消費者の被告らに対する請求の法的根拠は、被告らによる説明や勧誘が違法であることを前提とした不法行為に基づく損害賠償請求である。

対象消費者目録記載（２）の対象消費者の被告らに対する請求の法的根拠も同様である。

したがって、個々の消費者の事業者に対する請求の法的根拠も共通である。

以上